

保育ママ



北区家庭福祉員のご案内

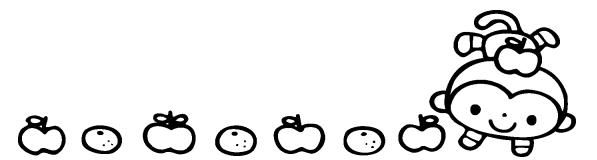


家庭福祉員制度とは、保護者が働いている場合や病気などで、お子さんを家庭で保育できないとき、保護者にかわって家庭福祉員が保育を行う制度です。

家庭福祉員は、区内居住で保育士資格等を有するなどの一定の要件を満たし、区が認定した方です。

北区在住（北区に住民登録のある方）で、生まれた日を含めて58日目から2歳児までのお子さんをお預かりします。

家庭的な雰囲気の中で、子ども一人ひとりの個性に合わせて丁寧に保育を行います。また、少人数で保育を行うため、子どもが感染症などの病気にかかりにくいことも特徴です。



氏名	住所	定員	連絡先	HP
安部良恵	上十条5-41-14	4名	3900-9299	

保育のご相談を希望される方は、家庭福祉員へお問い合わせください。
ぜひ、家庭的な保育施設をご見学にいらしてください。